

当初

工事執行機関 41331 棚倉土木事務所

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	令和6年3月19日
工事番号	23-41331-0054	工事名	河川（補助）工事（護岸）	着工	令和6年3月19日
入札執行年月日	令和6年3月5日	発注種別	01 一般土木工事	完成	令和6年10月16日
審議番号	公所	000000	本庁		
路線・河川名	那倉川 外			予定価格	40,428,300
工事箇所	東白川郡埴町大字大蔵地内 外			最低制限価格	
				調査基準価格	37,193,970
工事概要	護岸L=65.9m 積ブロック工 A=85.8m ² 張ブロック工 A=396.1m ²			(予定価格に占める法定福利費概算額)	1,451,743

業者コード 業者名	落札者の住所		
	入札額及び再入札額		落札額（契約額）
100002366 深谷建設（株）	東白川郡埴町大字埴字大町4-6		
	(1) 33,930,000	(2)	37,323,000
	(3)	(4)	
100002368 光建設（株）			
	(1) 33,900,100	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

総合評価方式入札結果

工事種別 一般土木工事

工事番号	23-41331-0054	工事名	河川(補助)工事(護岸)	予定価格(円)	40,428,300	工期	212日間
路線河川名	那倉川 外	工事箇所	東白川郡埴埴町大字大藤地内外	工事の概要	護岸L=65.9m 積ブロック工A=85.8m ² 張ブロック工A=396.1m ²	開札予定日	令和6年3月5日
				技術審査日		技術審査日	令和6年2月29日

工事執行権者 県南建設事務所長

学識経験者の職・氏名				落札者決定基準			
職業等		氏名		意見の可否		意見聴取月日	
令和5年度第6回福島県総合評価委員会議		別紙のとおり		適		令和5年12月13日	
						要・不要	
						要・不要	
				落札者決定の際の意見聴取			
				意見の可否			
				意見聴取月日			
				令和 年 月 日			

入札参加者	入札参加者の所在地 (契約する本店・支店・営業所)	標準点	加算点	標準点 +加算点 (A)	入札額 (円:税抜き) (B)	評価値算出価格 (円:税抜き) (C)	評価値 (A/C) × 10,000,000	順位	低価格入 札の該当	備 考
深谷建設(株)	東白川郡埴埴町	100	21.50	121.50	33,930,000	33,930,000	35.8090	1	-	
光建設(株)	東白川郡棚倉町	100	19.75	119.75	33,900,100	33,900,100	35.3243	2	-	
入札参加者 2者										

※評価値は少数第5位を切り捨て、少数第4位まで表記する。ただし、表記の値では順位が分らない場合は、順位が分かる桁数で表記する。開札時点で有効の入札参加者は全て順位を記載すること。
 ※契約締結後の公表時には予定価格を記載して公表すること。また、備考欄には、「落札者」無効(理由も記載すること)、「失格(理由も記載すること)」等を記載すること。
 ※学識経験者の欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載して全議出席者名簿等を添付すること。
 ※低価格入札の該当欄には、調査基準価格を下回った入札の場合「低価格入札」、調査基準価格を下回らなかった入札の場合「—」を記載すること。

総合評価方式評価結果

工事種別 一般土木工事

工事番号	23-41331-0054	工事名	河川(補助)工事(護岸)	予定価格(円)	40,428,300	工期	212日間	工事執行権者	県南建設事務所長
路線河川名	那倉川外	工事箇所	東白川郡端町大字大蔵地内外	護岸L=85.9m 積ブロックIA=85.8m2 張ブロックIA=396.1m2				開札予定日	令和6年3月5日
地域要件	隣接3管内	入札参加者の所在地等(消防団以外)の評価対象地域	県南建設事務所管内	消防団への継続加入状況の評価対象地域				技術審査日	令和6年2月29日

入札参加者の所在地(契約する本店・支店・営業所)	価格以外の評価項目及び点数										加算点 = 加算点(a) + 加算点(b) + 加算点(c)														
	企業の技術力 (様式第6号(特別簡易型)は様式第11号)					企業の地域社会に対する貢献度 (様式第8号(特別簡易型)は様式第11号)						施工計画適切性 (様式第9号)	技術提案 (様式第10号)	品質確保等の確実性 加算点(C)											
	施工能力	優良工事表彰	品質管理能力	技術者確保	指定技術士	施工能力	優良工事表彰	環境への配慮	安全	労働者への配慮					地域要件等	選定項目(2項目)	加算点(a)	加算点(b)	加算点(C)						
県内企業 の別	2.0点	1.5点	—	—	—	0.5点	0.5点	—	—	—	0.5点	1.0点	1.0点	10点	10点	7点									
特別簡易型	2.0点	1.5点	—	—	—	0.5点	0.5点	—	—	—	0.5点	1.0点	1.0点	10点	10点	7点									
県内 [東白川郡端町]	2.00	1.50	—	—	—	0.50	0.50	—	—	—	0.50	1.00	1.00	14.50	14.50	7									
県内 [東白川郡端町]	2.00	1.25	—	—	—	0.50	0.50	—	—	—	0.50	1.00	1.00	12.75	12.75	7									
[]																									
[]																									
[]																									
[]																									
[]																									
[]																									
[]																									
無効を除く参加者 2者合計	4.0	2.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	8.0	1.0	3.25	0.00	0.00	3.25	0.0	27.25	0.00	0.00	14	41.25	
無効を除く参加者 2者平均																				13.63					20.63

※技術提案の採否は、採の場合には「○」、否の場合には「×」と表記すること。
 ※技術提案の採否が否の場合には、「加算点(b)」の欄には「/」を記入すること。
 ※契約締結後の公表時には「予定価格」を記入して公表すること。
 ※「技術者確保数」と「技能士」、「資格保有年数」と「継続教育」、「災害出動実績」と「災害出動実績」、「災害出動実績」と「継続教育」、「資格保有年数」と「継続教育」は、重複して加算しないこと。先に記載の項目の得点がない場合、後の項目が評価対象となる。
 ※選定項目については、一般土木工事又は舗装工事の場合は①～④から2項目、それ以外の工事の場合は①～③から2項目を選択する。
 ※落札者以外の加算点は、技術提案書の記載内容のみによる評価であり、資料等により確認したものではない。
 ※無効の場合は、各点数欄を空白とし、加算点合計((a)+(b)+(c))欄に「無効」と記載する。
 ※地域密着型の場合、ボランティア活動及び選定項目については、工事箇所と同一の土木事務所管内の本店及び準本店のみ評価対象。
 ※本様式における入札参加者は、技術提案書を提出した者となります。

入 札 公 告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第246条第1項の規定により公告する。

令和6年1月29日

福島県南地方振興局長 伊藤 智樹

1 入札に付する事項

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再度公告 <input type="checkbox"/> 改めて公告(設計、条件等の見直しあり)	<input type="checkbox"/> 前回公告なし
工事番号	23-41331-0054	
工事名	河川(補助)工事(護岸)	
工事場所	東白川郡塙町大字大蔵地内外(那倉川外)	
工事概要	護岸 L=65.9m 積ブロック工 A=85.8m ² 張ブロック工 A=396.1m ²	
完成期限	工期212日間	
予定価格	契約締結後に公表する。	
項目	該当の有無	該当する場合の内容説明
起工時期	該当	<ul style="list-style-type: none"> ・該当の場合、令和5年4月1日以降に起工した工事である。 ・該当なしの場合、令和5年3月31日までに起工した工事である。
最低制限価格	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事。契約締結後に公表する。
総合評価方式	特別簡易型	<ul style="list-style-type: none"> ・価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。 ・落札候補者の決定方法及び総合評価の方法については、入札説明書による。なお、当該入札では評価基準価格を設定する。
低入札価格調査	該当	<ul style="list-style-type: none"> ・施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事。調査基準価格は、契約締結後に公表する。 ・調査基準価格を下回った入札を行った場合は、評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。また、低入札価格調査に協力すること。
施工体制事前提出方式	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県施工体制事前提出方式の適用工事 ・施工体制事前提出方式における失格基準、調査内容及び様式等については、入札説明書による。
電子入札	該当	<ul style="list-style-type: none"> ・電子入札の参加には、下記アドレスより事前登録が必要 ・電子入札システム(アドレス) http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-98.html
電子閲覧	該当	<ul style="list-style-type: none"> ・電子閲覧システム(アドレス) http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html
現場代理人の常駐義務の緩和	該当	<ul style="list-style-type: none"> ・落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。
特例監理技術者の配置	該当	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を行うことができる工事である。特例監理技術者の配置を行う場合の要件は、入札説明書による。
再資源化等	該当	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

混合 入札	復興JV 以外	該当なし	単体企業又は特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札
	復興JV	該当なし	単体企業又は福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱附則第3項で規定する別に定めるものについて（平成23年12月28日付け23財第1971号通知（令和2年1月6日一部改正））における特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札である。
資本関係又 は人的関係		該当	資本関係または人的関係にある企業同士が同一入札へ参加することは認めない。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

発注種別	一般土木工事	・開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。
格付等級	A又はB	
許可業種	土木工事業	・建設業法（昭和24年法律第100号）の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。
地域要件	隣接3管内	<ul style="list-style-type: none"> ・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。 ・隣接3管内とは、県南建設事務所管内、県中建設事務所管内（須賀川市内、岩瀬郡内又は石川郡内に限る。）、南会津建設事務所管内又はいわき建設事務所管内に本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。 ・管内とは、県南建設事務所管内に本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。 ※ 支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。
技術者の工事経験	必要なし	<ul style="list-style-type: none"> ・左の欄に表示した工事経験（配置技術者としての経験）がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。（ただし、請負金額が4,000万円未満（建築一式工事の場合は8,000万円未満）になる場合は、専任を要しない。） ・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請（JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員であって、共同施工方式ではなく、分担施工方式による場合は、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る（発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。）。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。）の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
企業の工事实績	必要なし	元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績があること。

企業の工事規模実績 必要なし	元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績（JVの場合は、出資比率に相当する額とする。）があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。
JR近接工事 該当なし	該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者をいう。

3 入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。（電子入札対象工事にあつては、電子入札システムにより開札を行うため、入札参加者は当該システムにより入札参加の受付をすること。）

また、設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出、落札候補者の公表及び入札結果の公表については、入札説明書による。

なお、設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

項目	期間又は期日	場 所 等
設計図書等の 閲覧等	令和6年 1月29日（月）～ 令和6年 2月14日（水）	電子閲覧システム
設計図書等の 質問	令和6年 1月29日（月）～ 令和6年 2月 5日（月）	白河市昭和町269番地 県南建設事務所総務部総務課 電話番号 0248-23-1609 電子メール kennan.ken@pref.fukushima.lg.jp ※質問の送付は、原則、電子メールによることとしますが、ファクシミリ送信を希望する場合は、上記電話番号まで連絡すること。
質問の 回答予定	令和6年 2月 7日（水）	福島県県南地方振興局出納室ホームページ ※入札書等の提出前に、必ず本ホームページで、質問回答の有無を確認すること。
入札参加受付	令和6年 2月13日（火）～ 令和6年 2月14日（水）	・電子入札の場合に限る。 ・電子入札システムへの入力による。
入札書等の 提出	【電子入札対象工事】 令和6年 3月 1日（金） 午前 9時00分～ 午後 5時00分 令和6年 3月 4日（月） 午前 9時00分～ 午後 3時00分	【電子入札対象工事】 電子入札システムへの入力による。 ※令和4年4月1日以降に入札公告する案件より、入札書提出期間は2日間とする。 ただし、最終日の受付時間は午後3時までとする。
開札	令和6年 3月 5日（火） 午前 9時00分	開札は公開とする。 白河市昭和町269番地 福島県白河合同庁舎 出納室
落札者の決定 予定日	令和6年 3月13日（水）	

※ 電子閲覧システムの利用時間は、午前8時から午後10時まで（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。以下同じ。）です。

※ 電子入札システムの利用時間は、午前9時から午後5時までです。

4 入札参加資格要件の審査に関する事項

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。
なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適格の通知については、入札説明書による。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準（福島県土木部）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費に要する費用

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『那倉川工区』（施工箇所 東白川郡塙町大字大蔵地内）、『渡瀬川工区』（施工箇所 東白川郡塙町大字常世北野地内）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事」である。

(3) 本工事は、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（平成26年2月7日）

（技術管理課 HP：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/sinsai-fukkou-sekisan.html> 参照）を適用し積算している工事である。

(4) 本工事は、『土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領』

（技術管理課 HP：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/shuukyufutuka.html> 参照）の対象工事である。

受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。

本工事の発注方式は発注者指定型である。

(5) 本工事は、『福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領』（技術管理課 HP：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/ccus.html> 参照）の対象工事である。

受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。

本工事の発注方式は（受注者希望型 ・ 発注者指定型）である。

(6) その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県県南地方振興局出納室

電話番号 0248-23-1652

電子メール kennan.suito@pref.fukushima.lg.jp

※ファクシミリ送信を希望する場合は、上記電話番号まで連絡すること。

〈参 考〉 提出する書類一覧表

提出書類	電子入札対象工事の場合	
	入札参加受付時	入札書等提出時
技術提案書	(注1) (注2) (注3) (注4) ○	
入札書		システムに <input type="checkbox"/> 入力
見積内訳書		○ (注2)
見積内訳総括表 (低入札価格調査事務処理要領様式第6号)		○
工事費内訳書 (福島県施工体制事前提出方式試行要領様式1号)		—
下請工種内訳書 (福島県施工体制事前提出方式試行要領様式2号)		—

※ 電子入札における留意点

(注1) 入札参加受付時に、システムの仕様上、添付資料の提出が必須となりますので、総合評価方式の適用工事でない場合(技術提案書の提出がない場合)は任意のファイル(内容は問いません。)を資料として添付してください。

(注2) 添付するファイル(任意のファイルを添付する場合を除く。)を間違えた場合、入札を無効とすることがありますので注意してください。

(注3) 総合評価方式(標準型)の場合、様式第9号(その1~その2)及び様式第10号の提出時期は、競争参加資格確認の翌日までになります。

(注4) 総合評価方式の適用工事であって、標準型以外の場合は、入札参加受付時に技術提案書を提出済みでも、システムには提出ボタンが表示されます。これは、システムの仕様により一律表示されるものであり、実際の提出状況は反映していません。